

和気町役場住民課 鈴木課長殿

2022.10.14 作成

「和気町悪臭・水質汚染対策協議会」藤原敏伸

小林牧場による臭気と水質の問題

1. 影響範囲

和気町

(直接臭気)

大中山、清水、稲坪、入田、平松、日室、宮田、森、西森、尺所、庄司、福富地区

(間接臭気)堆肥による二次的臭気旧和気町全域・旧佐伯町全域

備前市

大東、西片上、東片上、伊部、浦伊部、大内、閑谷、伊里地区 (備前市議より情報)

※17年前から中西議員により毎年市議会に取り上げられている。(今年は2月・6月)

2. 影響時(悪臭時)の条件

①気圧＝高気圧時は上昇気流に乗り広範囲に拡散されるため薄くなり、低い時は停滞する。

②風向＝風上から風下に臭いの帯になり流れる。

③気象＝曇天時、特に雨の前に酷く臭う。

④糞尿運搬時

⑤未完熟の堆肥を田畑に撒いた時。(堆肥の定義は完熟発酵熟による殺菌済の物)

※基本、牛糞とは産業廃棄物。有価及び無償提供の場合は例外。

3. 未完熟牛糞堆肥の問題点

①外国産飼料には病原菌、外来種植物(オオキンケイギク等)の種子が混入していて、それを食べた牛が排泄した糞に残存する。また大腸菌に代表される腸内細菌、病原菌等は熱処理(75℃～85℃)10分以上しなければ死滅しないため、田畑に撒いた未完熟の堆肥は悪臭を放ち、和気町全体の地下水にも悪影響を及ぼしている可能性が高い。

※和気町苦木のコンポストでは90℃熱殺菌している。

上記の件同様の苦情は30年以上前から和気町、岡山県畜産課、備前県民局、県知事宛てに苦情・陳情されているが、改善されていない。

民間による民間のための組織、「和気町悪臭・水質汚染対策協議会」として行政指導を申請致します。

岡山県和気郡和気町の牧場に係る悪臭対応状況等について

令和4年5月19日
環境省大気生活環境室

小林牧場（岡山県和気郡和気町大中山 638）からの悪臭への対応状況について岡山県及び和気町より情報収集を行った。

1. 悪臭防止法に基づく規制状況

小林牧場が立地する地域は、悪臭防止法の規制地域となっており、臭気指数は敷地境界基準で14である*。

※臭気指数による規制基準は、都道府県知事等が当該地域の实情に応じて11～20（養牛場の場合）の範囲内で定めることとなっている。岡山県においては、毎年、町村の要望を確認の上、必要に応じて基準値の改正等を行っている。

2. 岡山県・和気町による小林牧場の指導状況等

平成3年頃から和気町等に対して住民からの散発的に悪臭苦情があり。

平成17年に岡山県・和気町・小林牧場で構成する「環境改善対策協議会（以下「協議会」と略）」を立ち上げ、これ以降、年2回程度の打合せを定期的に行い、改善指導・対策状況の確認等を行っている。

これまでに、協議会の対策会議における協議・指導を通じ、以下のような対策がなされている。

【ハード面での対策】

- ・場内排水路等の整備（牧場自己資金対応）
- ・施設内への雨水流入防止対策（屋根改修等：牧場自己資金対応）
- ・場内緑化
- ・堆肥発酵過程からの臭気低減（攪拌発酵機等の導入：一部補助金活用）
- ・補助事業を活用した機器（堆肥攪拌発酵機、送風機）導入等

【ソフト面での対策】

- ・給餌の工夫（乳酸菌等を餌に配合する等）
- ・消臭剤の噴霧
- ・糞尿対策（定期的な搬出、コーヒー粕の混合等）
- ・住民等への堆肥の無料配布の実施
- ・地区活動への参加（祭事、水利組合出資等）

3. 臭気指数の測定状況

和気町が定期的（1年おきに夏季2回）に小林牧場敷地境界等の数地点における臭気指数を測定している。測定結果は改善傾向が見られるとは言い難く、規制基準（臭気指数14）を超えることもある状況。

なお、別途、岡山県及び和気町が年数回、牧場内で採取した大気のアムモニア濃度等を測定し、モニタリングに役立てている。

和気町による臭気指数測定結果概要

年	臭気指数範囲
平成19年	10未満 (データ数8)
平成21年	10未満～13 (データ数8)
平成23年	10未満～23 (データ数8)
平成25年	12～15 (データ数6)
平成27年	14～19 (データ数6)
平成29年	10未満～20 (データ数6)
令和元年	10未満～20 (データ数6)
令和3年	10未満～16 (データ数6)

別添資料

- 参考1 (有)小林牧場における環境問題について(協議会資料より)
- 参考2 小林牧場取組状況(協議会資料より)
- 参考3 小林牧場臭気指数調査結果について(和気町資料)